○総務省令第五十七号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第九条第一項第十二号及び第十一条第一項第十号の二ルの規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月三十一日

総務大臣　松本　剛明

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（危険物の流出を防止する措置） **第十三条の二の二**　令第九条第一項第十二号の総務省令で定める措置は、次のいずれかの措置とする。 一　危険物を取り扱う設備の直下の地盤面の周囲に、危険物の流出防止に有効な溝等を設ける措置 二　危険物を取り扱う設備の架台等に、危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置 （避雷設備） **第十三条の二の三**　［略］ （高層倉庫の基準） **第十六条の二**　令第十条第一項第四号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準のすべてに適合する貯蔵倉庫（令第十条第一項第二号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。）とする。 ［一・二　略］ 三　貯蔵倉庫には、第十三条の二の三に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。 （ポンプ設備の危険物の流出を防止する措置） **第二十一条の三の二**　令第十一条第一項第十号の二ルの総務省令で定める措置は、第十三条の二の二第一号又は第二号に掲げる措置とする。	［新設］ （避雷設備） **第十三条の二の二**　［同上］ （高層倉庫の基準） **第十六条の二**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　貯蔵倉庫には、第十三条の二の二に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。 ［新設］

改正後	改正前
（避雷設備） **第二十八条の四十二**　移送取扱所（危険物を移送する配管等の部分を除く。）には、第十三条の二の三に定める避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	（避雷設備） **第二十八条の四十二**　移送取扱所（危険物を移送する配管等の部分を除く。）には、第十三条の二の二に定める避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第十三条の二の二」を「第十三条の二の三」に改める。

○総務省令第五十八号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十九条第一項ただし書の規定に基づき、行政書士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月三十一日

総務大臣　松本　剛明

行政書士法施行規則の一部を改正する省令

行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続及び総務省令で定める者） **第二十条**　法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続は、次の各号に定める手続とする。 ［一　略］ ［イ　略］	（法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続及び総務省令で定める者） **第二十条**　［同上］ ［一　同上］ ［イ　同上］